

ヘルパーステーション幸 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 幸が開設するヘルパーステーション幸（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業員は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション幸
- (2) 所在地 愛知県新城市城北二丁目10番地2

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

介護福祉士 1名（常勤職員） ※従業員と兼務

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする

(2) サービス提供責任者

介護福祉士 1名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 従業員

常勤職員 1名以上（内1名は管理者と兼務）

非常勤職員 10名以上（介護福祉士、ホームヘルパー養成研修2級課程修了者）

従業員は、指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間

午前0時から午後24時までとする。

(5) 上記の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、新城市、豊川市、豊橋市、蒲郡市、とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 通院介助（身体介護を伴う）

(5) 通院介助（身体介護を伴わない）

(6) 重度訪問介護

(7) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(2) 同行援護 ①身体障害者 ②障害者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル未満1,000円

(2) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートルを越える場合は、1,000円に1キロメートル増すごとに100円ずつ加算した額とする。

3 前三項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 11 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）として、「地域生活支援拠点等の整備促進について（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知」の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、以下の機能を担う。

（1）緊急時の受け入れ・対応（短期入所等を活用して介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能）

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後 6 か月以内

（2）継続研修 年 1 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社幸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から改正し施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 15 日から改正し施行する。